

---

---

## 第6章

# 行政機関のご案内

---

---

## 6 行政機関のご案内

この冊子では、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の4つの社会保険制度について説明をしてきました。

これらの保険制度について不明な点があるときには、労災保険に関することは労働基準監督署へ、雇用保険に関することは公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。また、健康保険の適用事務、保険料徴収事務及び厚生年金保険に関することは年金事務所へ、保険給付及び任意継続被保険者に関する事務など健康保険に関するその他の事項については全国健康保険協会にご相談ください。

なお、事業所が健康保険組合や厚生年金基金に加入している場合には、それぞれの組合及び基金が窓口になります。

保険の種類	窓口
労災保険	労働基準監督署（P172）
雇用保険	公共職業安定所（ハローワーク）（P173）
厚生年金保険	年金事務所（P174）
健康保険 （協会けんぽ）	※ ただし健康保険については適用事務及び保険料徴収事務のみ 全国健康保険協会（P174）

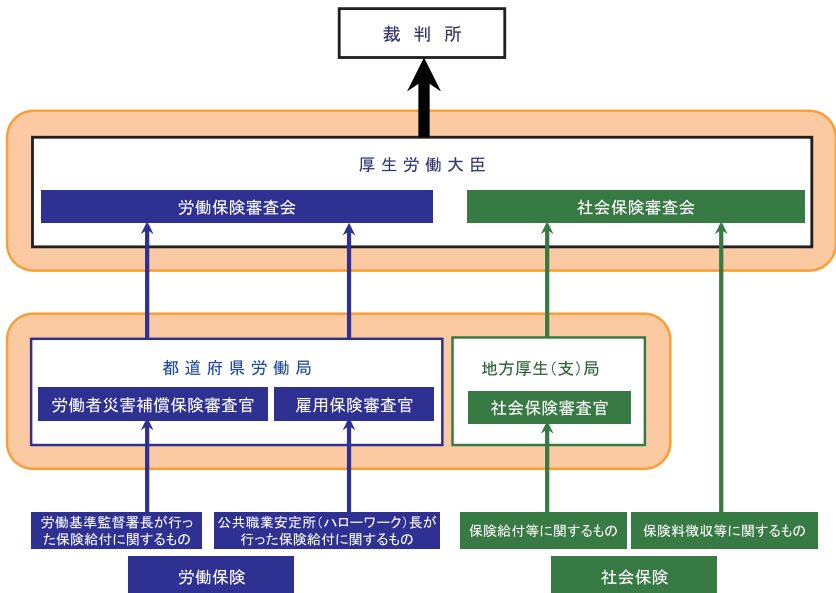
## 6-1 労働保険・社会保険に関する不服申立て

労働保険や社会保険に関する給付や被保険者資格などの決定について不服があるときには、不服申し立ての手続を行うことができます。ただし、手続できる期間は決まっていますので、「納得がいかない」と思ったときには、早めに検討する必要があります。

労働保険や社会保険の給付や被保険者資格などの決定について不服がある場合には、それぞれの法律に基づいて、不服申立ての手続を行うことができます。

具体的には、それぞれの保険を所管する行政庁が行った処分（原処分）についての、「審査請求」を行うこととなります。また、審査請求に対する審査官等の決定に不服なときは、「再審査請求」を行うことができます。

社会保険や労働保険に関する、審査請求・再審査請求の流れは、下図の通りです。



**◆労働保険に関する不服申し立て手続**

## ○審査請求

労災保険・雇用保険に関する審査請求は、「労働保険審査官及び労働保険審査会法」に基づいており、さらにその決定に不服のある場合は、再審査請求することができます。

労災保険を例にとると、事業主が、労災保険の概算保険料並びに確定保険料の額の決定及び通知などについて不服があるときや、業務災害又は通勤災害に遭った労働者が、保険給付に関することや被保険者資格等の決定に関することなどについて不服がある場合に、審査請求を行うことができます。

審査請求先ですが、労働基準監督署長が行った労災保険給付に関する処分や、公共職業安定所長が行った失業等給付に関する処分等に対して不服がある場合には、共に都道府県労働局に置かれている労働者災害補償保険審査官・雇用保険審査官となります。

審査請求は、労働基準監督署長・公共職業安定所長の処分があったことを知った日の翌日から3か月以内に、文書又は口頭で直接審査官に請求するほか、最寄りの労働基準監督署を経由してもできます。

## ○再審査請求

審査官に対して行った審査請求の結果、その決定についてなお不服がある場合は、労働保険審査会に再審査請求をすることができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から3か月以内に必ず文書で労働保険審査会に行います。

なお、審査官に対して審査請求をした日から3か月を経過しても審査決定がない場合は、労働保険審査会に再審査請求をすることができます。

## ○行政訴訟

一般的に、行政処分に不服がある場合は、いつでも裁判所に対して行政訴訟ができることとなっていますが、労働保険の給付に関する処分については、不服申立て前置主義がとられています。

訴訟については、審査請求に対する決定後6か月以内、又は審査請求をした日から3か月を経過しても決定がない場合に行うことができます。

**◆健康保険・厚生年金保険に関する不服申し立て手続****○審査請求**

健康保険・厚生年金保険に関する審査請求は、「社会保険審査官及び社会保険審査会法」に基づいており、さらにその決定に不服のある場合は、再審査請求することができます。

審査請求できるのは、①被保険者の資格、標準報酬、保険給付に関する（不利益）処分、②保険料等の徴収金の賦課、徴収又は滞納処分に関して不服がある場合です。

審査請求先ですが、①の場合には、各地方厚生局の社会保険審査官に、②の場合には、厚生労働省の社会保険審査会となります。

審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から3か月以内に、文書又は口頭で直接請求するほか、最寄りの年金事務所を経由してもできます。

**○再審査請求**

①の場合、社会保険審査官に対して行った審査請求の結果、その決定についてなお不服がある場合は、社会保険審査会に再審査請求をすることができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会に行います。

また、審査請求をした日から60日以内に決定がない場合も、社会保険審査会に再審査請求をすることができます。

**○行政訴訟**

①に関しては、審査請求に関する社会保険審査官の決定に不服があるときは、社会保険審査会に対する再審査請求だけでなく、決定のあったことを知った日から6か月以内に、行政訴訟を行うこともできます。

②に関しては、社会保険審査官ではなく、社会保険審査会に対して直接審査請求を行いますが、この場合には、①と異なり、審査請求と行政訴訟のどちらを選択するかは任意であり、審査請求前置主義は採られていません。

## 6-2 労働基準監督署

●労災保険に関することは、労働基準監督署へお問い合わせください。

所名	所在地	電話	管轄
中央	文京区後楽 1-9-20 飯田橋合同庁舎 6・7 階	方面(労働条件・解雇・賃金) 03-5803-7381 安全衛生課 03-5803-7382 労災課(労働保険) 03-5803-7383	千代田区・中央区・ 文京区・ 島しょ
上野	台東区池之端 1-2-22 上野合同庁舎 7 階	方面(労働条件・解雇・賃金) 03-6872-1230 安全衛生課 03-6872-1315 労災課(労働保険) 03-6872-1316	台東区
三田	港区芝 5-35-1 産業安全会館 3 階	方面(労働条件・解雇・賃金) 03-3452-5473 安全衛生課 03-3452-5474 労災課(労働保険) 03-3452-5472	港区
品川	品川区上大崎 3-13-26	方面(労働条件・解雇・賃金) 03-3443-5742 安全衛生課 03-3443-5743 労災課(労働保険) 03-3443-5744	品川区・目黒区
大田	大田区蒲田 5-40-3 月村ビル 8・9 階	方面(労働条件・解雇・賃金) 03-3732-0174 安全衛生課 03-3732-0175 労災課(労働保険) 03-3732-0173	大田区
渋谷	渋谷区神南 1-3-5 渋谷神南合同庁舎 5・6 階	方面(労働条件・解雇・賃金) 03-3780-6527 安全衛生課 03-3780-6535 労災課(労働保険) 03-3780-6507	渋谷区・世田谷区
新宿	新宿区百人町 4-4-1 新宿労働総合庁舎 4・5 階	方面(労働条件・解雇・賃金) 03-3361-3949 安全衛生課 03-3361-3974 労災課(労働保険) 03-3361-4202	新宿区・中野区・杉 並区
池袋	豊島区池袋 4-30-20 豊島地方合同庁舎 1 階	方面(労働条件・解雇・賃金) 03-3971-1257 安全衛生課 03-3971-1258 労災課(労働保険) 03-3971-1259	豊島区・板橋区・練 馬区
足立	足立区千住旭町 4-21 足立地方合同庁舎 4 階	方面(労働条件・解雇・賃金) 03-3882-1188 安全衛生課 03-3882-1190 労災課(労働保険) 03-3882-1189	足立区・荒川区
王子	北区赤羽 2-8-5	方面(労働条件・解雇・賃金) 03-6679-0183 安全衛生課 03-6679-0186 労災課(労働保険) 03-6679-0226	北区
向島	墨田区東向島 4-33-13	方面(労働条件・解雇・賃金) 03-5630-1031 安全衛生課 03-5630-1032 労災課(労働保険) 03-5630-1033	墨田区・葛飾区
亀戸	江東区亀戸 2-19-1 カメリアプラザ 8 階	方面(労働条件・解雇・賃金) 03-3637-8130 安全衛生課 03-3637-8131 労災課(労働保険) 03-3637-8132	江東区
江戸川	江戸川区船堀 2-4-11	方面(労働条件・解雇・賃金) 03-6681-8212 安全衛生課 03-6681-8213 労災課(労働保険) 03-6681-8232	江戸川区
八王子	八王子市神明町 3-8-10	方面(労働条件・解雇・賃金) 042-680-8752 安全衛生課 042-680-8785 労災課(労働保険) 042-680-8923	八王子市・日野市・ 稲城市・多摩市
立川	立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎 3 階	方面(労働条件・解雇・賃金) 042-523-4472 安全衛生課 042-523-4473 労災課(労働保険) 042-523-4474	立川市・昭島市・ 府中市・小金井市・ 小平市・東村山市・ 国分寺市・国立市・ 武蔵村山市・東大和市
青梅	青梅市東青梅 2-6-2	方面(労働条件・解雇・賃金) 0428-28-0058 安全衛生課 0428-28-0331 労災課(労働保険) 0428-28-0392	青梅市・福生市・あ きる野市・ 羽村市・西多摩郡
三鷹	武蔵野市御殿山 1-1-3 クリスタルパークビル 3 階	方面(労働条件・解雇・賃金) 0422-67-0651 安全衛生課 0422-67-1502 労災課(労働保険) 0422-67-3422	武蔵野市・三鷹市・調 布市・西東京市・狛江 市・清瀬市・ 東久留米市
町田	町田市森野 2-28-14 町田地方合同庁舎 2 階	方面(労働条件・解雇・賃金) 042-718-8610 安全衛生課 042-718-9134 労災課(労働保険) 042-718-8592	町田市
小笠原 総合事務所	小笠原村父島宇東町 152	04998-2-2102	小笠原村

## 6-3

## 公共職業安定所（ハローワーク）

●雇用保険に関することは、公共職業安定所（ハローワーク）へお問い合わせください。

所名	所在地	電話	管轄
飯田橋	文京区後楽 1-9-20 飯田橋合同庁舎内 1～5 階	03-3812-8609	千代田区・中央区・文京区・島しょ
上野	台東区東上野 4-1-2	03-3847-8609	台東区
品川	港区芝 5-35-3	03-5419-8609	港区、品川区
大森	大田区大森北 4-16-7	03-5493-8609	大田区
渋谷	渋谷区神南 1-3-5	03-3476-8609	渋谷区・世田谷区・目黒区
新宿	事業主の方の雇用保険手続き、 求人申し込みは 新宿区歌舞伎町 2-42-10	03-3200-8609	新宿区・中野区・杉並区
	求職や失業給付の手続き、職業 相談は 新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワービル 23 階	雇用保険給付課 03-5325-9580 職業相談 03-5325-9593	
池袋	事業主の方の雇用保険手続き、 求人申し込みは 豊島区東池袋 3-5-13	03-3987-8609	豊島区・板橋区・練馬区
	求職や失業給付の手続き、職業 相談は 豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60 3 階	雇用保険給付課 03-5958-8609 職業相談 03-5911-8609	
王子	北区王子 6-1-17	03-5390-8609	北区
足立	足立区千住 1-4-1 東京芸術センター 6～8 階	03-3870-8609	足立区・荒川区
墨田	墨田区江東橋 2-19-12	03-5669-8609	墨田区・葛飾区
木場	江東区木場 2-13-19	03-3643-8609	江東区・江戸川区
八王子	八王子市子安町 1-13-1	042-648-8609	八王子市・日野市
立川	立川市緑町 4-2 立川地方合同庁 舎 1～3 階	042-525-8609	立川市・国立市・小金井市・昭島市・ 小平市・東村山市・国分寺市・東大和市・ 武蔵村山市
青梅	青梅市東青梅 3-12-16	0428-24-8609	青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・ 西多摩郡
三鷹	三鷹市下連雀 4-15-18	0422-47-8609	三鷹市・武蔵野市・清瀬市・東久留米市・ 西東京市
町田	町田市森野 2-28-14 町田合同庁舎 1 階	042-732-8609	町田市
府中	府中市美好町 1-3-1	042-336-8609	府中市・稲城市・多摩市・調布市・ 狛江市
小笠原 総合事務所	小笠原村父島宇東町 152	04998-2-2102	小笠原村

## 6-4 年金事務所・全国健康保険協会

- 厚生年金保険に関することは、年金事務所へお問い合わせください。
- 健康保険に関することは、全国健康保険協会又は年金事務所へお問い合わせください。
- 一般の年金に関する電話での相談は、「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

### ●ねんきんダイヤル

電 話
0570-05-1165 (050 で始まる電話の場合) 03-6700-1165

### ●全国健康保険協会

支 部	所 在 地	電 話
東京 支部	中野区中野 4-10-2 中野セントラルパークサウス	03-6853- 6111

### ●年金事務所

所 名	所 在 地	電 話	管 轄
千代田	千代田区三番町 22	03-3265-4381	千代田区
中 央	中央区銀座 7-13-8 第2丸高ビル1・2階	03-3543-1411	中央区
港	港区浜松町 1-10-14 住友東新橋ビル3号館 1・2・3階	03-5401-3211	港区・大島・三宅・八丈・小笠原各支庁管内
新 宿	新宿区大久保 2-12-1 1・2・4階	03-5285-8611	新宿区、杉並区・中野区(厚生年金の適用・徴収のみ)
杉 並	杉並区高円寺南 2-54-9	03-3312-1511	杉並区(厚生年金の適用・徴収を除く)
中 野	中野区中野 2-4-25	03-3380-6111	中野区(厚生年金の適用・徴収を除く)
上 野	台東区池之端 1-2-18 いちご池之端ビル	03-3824-2511	台東区
文 京	文京区千石 1-6-15	03-3945-1141	文京区
墨 田	墨田区立川 3-8-12	03-3631-3111	墨田区
江 東	江東区亀戸 5-16-9	03-3683-1231	江東区
江戸川	江戸川区中央 3-4-24	03-3652-5106	江戸川区
品 川	品川区大崎 5-1-5 高德ビル2階	03-3494-7831	品川区
大 田	大田区南蒲田 2-16-1 テクノポートカマタセンタービル3階	03-3733-4141	大田区
渋谷	渋谷区神南 1-12-1	03-3462-1241	渋谷区
目 黒	目黒区上目黒 1-12-4	03-3770-6421	目黒区
世田谷	世田谷区玉川 2-21-1 二子玉川ライズ・オフィス 10階	03-6880-3456	世田谷区
池 袋	豊島区南池袋 1-10-13 新井ビル3・4階	03-3988-6011	豊島区
北	北区上十条 1-1-10	03-3905-1011	北区
板 橋	板橋区板橋 1-47-4	03-3962-1481	板橋区
練 馬	練馬区石神井町 4-27-37	03-3904-5491	練馬区
足 立	足立区綾瀬 2-17-9	03-3604-0111	足立区
荒 川	荒川区東尾久 5-11-6	03-3800-9151	荒川区
葛 飾	葛飾区立石 3-7-3	03-3695-2181	葛飾区
立 川	立川市錦町 2-12-10	042-523-0352	立川市・昭島市・国立市・東大和市・武蔵村山市・小金井市・日野市・国分寺市
八王子	八王子市南新町 4-1	042-626-3511	八王子市・町田市
武蔵野	武蔵野市吉祥寺北町 4-12-18	0422-56-1411	武蔵野市・三鷹市・小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市
府 中	府中市府中町 2-12-2	042-361-1011	府中市・調布市・多摩市・稲城市・狛江市
青 梅	青梅市新町 3-3-1 宇源ビル3・4階	0428-30-3410	青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・西多摩郡



## 6-5

## 東京都労働相談情報センター

労働相談情報センターでは、賃金不払いや解雇をはじめ、労働問題全般に関する相談に応じています。

## ◆電話相談 東京都ろうどう110番 0570-00-6110

上記の電話相談専用ダイヤルで、月～金曜日の午前9時～午後8時（終了時間）まで、土曜日の午前9時～午後5時（終了時間）まで相談に応じています（祝日及び12月29日～1月3日を除く。土曜日は、祝日及び12月28日～1月4日を除く）。

## ◆来所相談（予約制）

担当区域（会社所在地）に応じて、各事務所が月～金曜日の午前9時～午後5時（終了時間）まで実施しています（祝日及び12月29日～1月3日は除く）。

窓口	所在地	電話番号	担当区域（会社所在地）	夜間
労働相談情報センター（飯田橋）	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9階	(3265) 6110	千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、 中野区、杉並区、島しょ	月曜 金曜
大崎事務所	品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエ スタワー2階	(3495) 6110	港区、品川区、目黒区、大田区、 世田谷区	火曜
池袋事務所	豊島区東池袋4-23-9	(5954) 6110	文京区、豊島区、北区、荒川区、 板橋区、練馬区	木曜
亀戸事務所	江東区亀戸2-19-1 カメラプラザ7階	(3637) 6110	台東区、墨田区、江東区、足立区、 葛飾区、江戸川区	火曜
国分寺事務所	国分寺市南町3-22-10	042 (321) 6110	立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、昭島市、 小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、 国立市、福生市、東大和市、清瀬市、 東久留米市、武蔵村山市、羽村市、 あきる野市、西東京市、西多摩郡	月曜
八王子事務所	八王子市明神町3-5-1	042 (645) 6110	八王子市、府中市、調布市、町田市、 日野市、狛江市、多摩市、稲城市	水曜

(注) 上記の各事務所の電話番号による、労働相談の受理や来所相談の予約が可能な時間は、原則、平日の午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）となっています。

## ◆夜間来所相談（予約制）

平日夜間は、各事務所が担当曜日に午後8時（終了時間）まで実施しています（祝日及び12月29日～1月3日は除く）。予約制のため、必ず事前に予約をしてください。

## ◆土曜来所相談（予約制）

土曜日は、飯田橋で午前9時～午後5時（終了時間）まで実施しています（祝日及び12月28日～1月4日は除く）。予約制のため、必ず事前に予約をしてください。